

富山市指定給水装置工事事業者違反処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)に対して、水道法(昭和32年法律177号。以下「法」という。)、富山市水道事業給水条例(平成17年富山市条例第296号。以下「条例」)、富山市指定給水装置工事事業者規程(平成17年富山市上下水道局管理規程第21号。以下「規程」)に基づく処分又は指導(以下「処分等」という。)を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(処分等の種類)

第2条 この要綱において指導の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 口頭注意、文書注意。
- (2) 文書警告。

2 この要綱において処分の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 規程第3条の2に規定する指定事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止。

(処分等の基準)

第3条 富山市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、指定事業者が法第25条の11第1項各号に規定する行為等(以下「違反行為等」という。)に該当すると認めるときは、給排水サービス課において指導を行い、その指導に従わない場合又は悪質と判断した場合は、別表の基準に基づき処分等を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、次に掲げる場合においては、指定事業者の指定又は登録を取り消すものとする。

- (1) 指定の効力の停止の期間中に、指定事業者が違反行為等に該当すると認めたとき。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者は、処分等を軽減又は加重することができる。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第4条 管理者は、第2条第2項各号に掲げる処分を行う場合、富山市行政手続条例(平成17年富山市条例第33号)に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

(富山市指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店の指定審査委員会)

第5条 管理者は、第2条第2項各号に掲げる処分を行うとき及び第3条第3項に基づき処分等を軽減又は加重するときは、管理者及び富山市上下水道局長等で組織する、富山市指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店の指定審査委員会(以下「委員会」という。)の審議を経るものとする。

2 なお、委員会の設置に関する必要な事項は別に定める。

(処分等の手続き)

第6条 管理者は、指定事業者に文書による指導を行うときは、当該指定事業者に対し指導の対象となった行為等の内容及び該当する法条例の条項並びに改善を求める事項を記載した文書を交付するものとする。

2 管理者は、指定事業者に処分を行うときは、当該指定事業者に対し処分の内容及び根拠となる法条例の条項並びに処分を行う理由を記載した文書を交付するものとする。

(処分の告示)

第7条 管理者は、指定事業者に対する処分を行ったときは、規程第4条の規定に基づき、これを告示するものとする。

(指定等の取消し後の給水装置工事の施行等の禁止)

第8条 指定を取り消された指定事業者は、すべての給水装置の新設等の工事を施行することができない。ただし、取消しの前から引き続き施行している工事に限り、当該工事の完了まで施工を行うことができる。

(指定の効力の停止等の期間中の給水装置工事の施行等の禁止)

第9条 指定の効力を停止された指定事業者は、当該停止の期間において、すべての給水装置の新設等の工事を施行することができない。ただし、当該停止の前から引き続き施行している工事に限り、当該工事の完了まで施工を行うことができる。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第10条 法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成29年11月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表

富山市指定給水装置工事事業者規程第3条の2に基づく指定事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	違反行為	処分内容	指導方法等
指定要件違反 【指定の基準に適合しなくなったとき】 （法第25条の11第1項第1号） （給水装置規程第3条の2）	・事業者ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 （法第25条の3第1項第1号 施行規則第21条）	指定取消し	「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。 （文書で期日を定め警告） この指導に従わない場合は、指定を取消す。
	・厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 （法第25条の3第1項第2号 施行規則第20条）	指定取消し	厚生労働省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に対し欠けている機械器具を備え付けるように指導する。（文書で期日を定め警告） この指導に従わない場合は、指定を取消す。
	・心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができなくなったとき。 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。 （法第25条の3第1項第3号イ・ロ）	指定取消し	指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するよう指導する。 法人の場合は失格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。
	・水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 （法第25条の3第1項第3号ハ）	指定取消し	一律に指定を取消す。

違反項目	違反行為	処分内容	指導方法等
指定要件違反 【指定の基準に適合しなくなったとき】 （法第25条の11第1項第1号） （給水装置規程第3条の2）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 （法第25条の3第1項第3号ニ） 	指定取消し	一律に指定を取消す。
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 （法第25条の3第1項第3号ホ） ・無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ・道路掘削許可、道路使用許可を受けずに給水装置工事を施行したとき。 ・施工上の安全管理を怠り、当該工事に従事する者に危害を与えたとき。 ・施工上の安全管理を怠り、第三者に危害を与え、又は被害を与えたとき。 ・文書注意、警告に従わないとき。 ・管理者の承認を受けずに給水装置工事を施行したとき。 ・給水装置工事完成後、管理者の検査を受けなかったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定取消し又は指定停止6月以下 指定停止6月以下 指定停止3月以下 指定停止6月以下 指定停止3月以下 指定取消し又は指定停止6月以下 指定停止6月以下 	<ul style="list-style-type: none"> 様々なケースがあり得るが、「始末書」、「経過書」及び「改善書」を提出するよう注意・指導し、違法違反の程度によって、文書警告又は指定停止を決定する。 再犯の場合や悪質と判断できるときは失格要件に該当するとみなし、指定を取消す。

違反項目	違反行為	処分内容	指導方法等
給水装置工事主任技術者選任等義務違反 【給水装置工事主任技術者の選任及び届出義務違反】 （法第25条の11第1項第2号） （給水装置規程第3条の2）	・給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 （法第25条の4第2項 施行規則第21条）	指定取消し	「選任届」、「解任届」を速やかに提出するよう指導する。（文書で期日を定め警告） この指導に従わない場合は、指定を取消す。
	・給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。 （法第25条の4第1項 施行規則第21条）	指定停止3月以下	兼任を解くように指導し、「解任届」を提出するよう注意・指導し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
届出義務違反 【事業の変更等の届出義務違反】 （法第25条の11第1項第3号） （給水装置規程第3条の2）	・事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。 （法第25条の7 施行規則第34・35条）	指定取消し	「変更届」を速やかに提出するよう指導する。（文書で期日を定め警告） この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。
	・休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。 （法第25条の7 施行規則第34・35条）	指定取消し	「廃止届」、「休止届」、「再開届」を速やかに提出するよう指導する。（文書で期日を定め警告） この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。

違反項目	違反行為	処分内容	指導方法等
<p>届出義務違反 【事業の変更等の届出義務違反】 (法第25条の11第1項第3号) (給水装置規程第3条の2)</p>	<p>・給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。 (法第25条の8 施行規則第36条第1号)</p>	<p>指定停止1月以下</p>	<p>工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。</p>
<p>事業の運営基準違反 【事業運営の基準違反】 (法第25条の11第1項第4号) (給水装置規程第3条の2)</p>	<p>・配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者(配管技能者等)に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。 (法第25条の8 施行規則第36条第2号)</p>	<p>指定停止6月以下</p>	<p>配水管分岐から水道メーターまでの給水装置工事を施工する際は、配管技能者等を配置しているか確認し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。</p>
	<p>・管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 (法第25条の8 施行規則第36条第3号)</p>	<p>指定停止6月以下</p>	<p>具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。 (水道法施行令第6条を除く) 工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。</p>

違反項目	違反行為	処分内容	指導方法等
事業の運営基準 違反 【事業運営の基準 違反】 （法第25条の11 第1項第4号） （給水装置規程第 3条の2）	・研修機会の確保をしなかったとき。 （法第25条の8 施行規則第36条 第4号）	指定停止3月 以下	管理者や外部機関等による研修・講習会等の実績を確認するとともに不参加の場合は、受講するよう指示し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
	・水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 【令第6条：給水装置の構造及び材質の基準】 （法第25条の8 施行規則第36条 第5号イ）	指定停止6月 以下	基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
	・給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 （法第25条の8 施行規則第36条 第5号ロ）	指定停止3月 以下	適正な機械器具を備え付け使用するように指導し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
	・指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。 （法第25条の8 施行規則第36条 第6号）	指定停止3月 以下	記録の作成・保存を指導し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。

違反項目	違反行為	処分内容	指導方法等
<p>工事施行に関する義務違反 【給水装置工事主任技術者の立会い応諾義務違反】 (法第25条の11第1項第5号) (給水装置規程第3条の2)</p>	<p>・給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。 (法第25条の9)</p>	<p>指定停止3月以下</p>	<p>当該業者から事情を聴取して注意・指導し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。</p>
<p>工事施行に関する義務違反 【報告等の応諾義務違反】 (法第25条の11第1項第6号) (給水装置規程第3条の2)</p>	<p>・給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p>	<p>指定停止3月以下</p>	<p>当該業者から事情を聴取して注意・指導し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。</p>
<p>工事施行に関する義務違反 【水道施設への機能障害】 (法第25条の11第1項第7号) (給水装置規程第3条の2)</p>	<p>・施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。</p>	<p>指定停止6月以下</p>	<p>水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示する。改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。また、水道法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取消す。</p>

違反項目	違反行為	処分内容	指導方法等
不正申請 【不正の手段により指定を受けた場合】 （法第25条の11第1項第8号） （給水装置規程第3条の2）	<ul style="list-style-type: none"> ・不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。 	指定取消し	事実が判明したら、速やかに取り消しを行う。
その他の違反	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業者としてふさわしくない行為があった場合。 ・本表以外の水道法・政令・条例・規程違反があった場合。 	指定取消し又は指定停止1年以下で管理者が定める	違反の内容により、取消し若しくは指定の停止とするかは管理者が定め、委員会にて決定する。
複数項目に関する義務違反 【複数の違反項目に該当する場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・本表の違反項目において、2以上の違反行為があった場合。 	指定取消し又は指定停止1年以下	違反の程度により、取消し若しくは指定の停止とするかは委員会にて決定する。 悪質、重大な事案と判断できる場合は、指定を取消す。